

## 第一種大麻草採取栽培者の免許について

### ○ 経緯

令和7年3月1日から大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）第2条が施行され、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する「第一種大麻草採取栽培者」の免許については、法第5条第1項の規定に基づき、都道府県知事の免許となる。

当該免許の審査については、免許の審査業務等の公平を期するため及び円滑な運営を図るため、「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（令和7年1月10日付け医薬発0110第2号厚生労働省医薬局長通知。以下「通知」という。）により、審査基準が技術的助言として示されており、また、当該通知に係る質疑応答が「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に係る質疑応答について」（令和7年1月10日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）として発出されている。

「第一種大麻草採取栽培者免許」は都道府県知事の免許であるため、自治体ごとに審査基準を定める必要がある。

### ○ 本県の審査基準

県独自の基準を定める特別の理由はないため、国が通知により技術的助言として示す審査基準の内容を全て適用し、本県の審査基準とする。

→別紙

<事務処理の流れ>

管轄保健所受付 → 申請書・添付書類審査 → 進達 → 衛生薬務課受理

→ 申請書・添付書類審査 → 現地調査等（警察への照会含む） → 処分案作成

→ 起案・決裁 → 文書作成・送付

### ○ 免許申請について

申請にあたり、事前に衛生薬務課薬務担当において相談を受け付ける。

免許申請手数料 21,800 円

## 第一種大麻草採取栽培者の免許申請審査基準

### (1) 申請者

法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。申請者が法人または団体の場合は、その業務を行う役員が法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

### (2) 栽培目的の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適正なものであること。

大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づくものは認められない。法第2条第4項及び施行規則第1条に規定する製品の原材料を採取する目的であること。

事業計画が曖昧な状態で開始した場合、必要以上的大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっていること。

### (3) 栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の場所及び面積が事業計画の達成にとって適切なものであること。

栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること（原則として、栽培の面積が1アール（100㎡）以上であること。

イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。

所有する大麻の滅失等の事故を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できること。

ウ 適正に保管できる施設を備えていること。

なお、栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可を得ること。

エ 管理体制が適切なものであること。

例えば、日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、法人又は団体である場合は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること、法人又は団体の場合、栽培に従事する者が明確になっていることなどが必要。

オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ濃度基準値を越えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。

前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないことを明らかにすること。

△ 9-THCの濃度基準値を超えない大麻草の種子等であることを担保するため、播種する大麻草の△ 9-THC濃度を書類等で明らかにすること。

カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在、又は存在し得る場合、及び野生種が発生しているような地域性がある等の場合には、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受ける、又はビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置をとること。

#### (4) 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

△ 9－THC含有量が低い大麻草を栽培することが前提であるが、大麻草には多寡に差があるもののTHC類が含まれていることを念頭に、以下に例示するような大麻草の盗難防止対策を講ずること。

- ・栽培場所が、人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、柵を設ける、又は注意喚起の看板を設置する、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完すること。
- ・地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合には、柵の設置等の措置は必ずしも必要ではないこと。
- ・上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討すること。